

(介護予防支援事業) 重要事項説明書

社会福祉法人 徳寿会
晃風園居宅介護支援センター

□ 1. 法人の概要

①法人の名称	社会福祉法人 徳寿会
②代表者名	理事長 田邊晃久
③所在地	神奈川県大和市草柳2-15-4
④業務の概要	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護（2事業所） 居宅介護支援 通所介護（2事業所）認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域包括支援センター
⑤事業所数	8事業所

□ 2. 事業所の概要

①事業所名	晃風園居宅介護支援センター（介護予防支援事業）
②所在地	神奈川県大和市草柳2-15-1
③連絡先	046-200-7216
④事業所指定番号	大和市 1473000089 号
⑤管理者	宮澤 香織
⑥サービス提供地域	大和市

□ 3. 事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

①管理者	1名
②介護支援専門員	4名以上

□ 4. 営業時間

月曜日から土曜日 午前9時～午後6時

*但し、12月30日から1月3日は除く。

*電話により24時間連絡が可能な体制とする。

□ 5. サービス利用料及び利用者負担

（1） 介護予防支援費及び加算については当該指定（1） 介護予防支援が法定代理受理受領サービスである場合を除き労働大臣が定める基準によります。なおご利用者の負担はありません。

内訳 (令和6年4月1日現在)

サービス名称	単位
①介護予防支援Ⅱ	472単位

加算	加算単位	算定回数等
②初回加算	300単位	初回（新規に介護予防サービス計画を作成した場合）の介護予防支援費に加算されます。

保険給付額＝①＋（②実施した場合）×10.70円（大和市の地域区分）

（2） 介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問、出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要になります。

□ 6. 当社のサービスの方針

（1） 介護支援の必要なご利用者が、安心して自立した生活が送れるように、ご利用者又はその家族に対して懇切丁寧な説明し、共に生活課題の改善に取り組みます。

（2） サービスの利用や申請などが迅速に行われるよう心掛け、必要な協力・支援を行います。

□ 7. 居宅介護支援の提供方法・内容

項目	サービス内容
介護予防サービス・支援計画の作成	・ 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し解決すべき課題を把握します。 ・ 当該地域における介護予防サービス等の内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

	・提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 ・介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者からの文書による同意を受けます。 ・その他、介護予防サービス・支援計画作成に必要な支援を行いません。
介護予防サービス等事業者との連絡調整	・介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者との連絡調整を行います。 ・必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
サービス実施状況の評価	・サービスの内容が適切かどうかの話し合いを行います。
利用者状態の把握	・利用者及びその家族と随時連絡をとり経過の把握に努めます。 ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に 応じて介護予防サービス・支援計画変更の支援、要支援認定区分変更の支援等 の必要な対応を行います。
居宅サービス計画の変更	・利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者 が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は事業者と 利用者双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画を変更します。
給付管理	・介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して給付管理を行います。 ・毎月給付管理票を作成し国保連に提出します。
要介護認定等の申請に係る支援	・事業者は利用者が要支援認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。
相談の対応	・電話、訪問、来所等を通じて介護保険や介護に関するご相談をお受けします。

□ 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係医療機関等への 連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

□ 9. 虐待防止の為の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止する為に担当者を決め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施に取り組みます。

□ 10. その他の説明事項

- (1) ご利用者は、介護サービスの利用にあたり、担当の介護支援専門員等に対して複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画に位置付けたサービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。
- (2) 守秘義務について、事業者及び施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を、正当な利用なく第三者に漏洩いたしません。又退職等により施設職員でなくなった場合も同じとします。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、救急隊及び医療機関等にご利用者の心身等や親族様の情報を提供いたします。
- (3) 職員の研修について、当該事業所の職員は内部、外部の研修に積極的に参加をして、サービスの資質向上に努めます。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための措置について、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保について、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。
- (6) 業務継続計画（BCP）の策定等について、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開する為の計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に関行するなどの措置を講じます。

(7) オンラインツール等を活用した会議の開催について、ご利用者またはそのご家族の同意が得られた場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等のオンラインツールを活用して行うことが出来るものとします。その際、個人情報の適切な取扱いに留意致します。

□ 1.1. 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応させていただきます。

担当者 宮澤香織
電話番号 046-200-7216
FAX番号 046-263-0511

○公的機関においても、次の機関において苦情申出が出来ます。

【大和市健康福祉部 介護保険課】

住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1
電話番号 046-260-5170

【神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係】

住所 〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町2-7-1
電話番号 045-329-3447

令和 年 月 日

介護予防支援契約の締結にあたり、重要事項説明書により重要事項を交付し、説明を致しました。

事業者	所在地	神奈川県大和市草柳2-15-1
事業者名		晃風園居宅介護支援センター
説明者		

介護予防支援契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者

住所

氏名

電話番号

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所

氏名

続柄（ ）